

役員報酬等に係る支給基準の公表（認定法第20条第2項による）

区分	報酬額	備考
常勤役員等 月額報酬	会長 40,000円 副会長 10,000円 専務理事 250,000円～ 265,000円 理事 240,000円～ 255,000円	1) 常勤役員等が職員を兼ねる場合は、月額報酬は40,000円とする。 2) 常勤役員等が満60歳を迎えた年度の翌年度の4月から年金支給開始年齢に到達するまでの間は、月額報酬に5万円を加算して支払う。但し、常勤役員等が職員を兼ねる場合を除く。 3) 特別手当は6月及び12月の2回に分けて同額を支払う。但し会長は12月とする。常勤役員等が職員を兼ねる場合は支払わない。計算には加算額は含まない。
常勤役員等 特別手当	会長 40,000円 専務理事及び理事 月額報酬の4.5か月分を上 回らない額とする。	
非常勤役員 手当（日額）	監事 20,000円	監査会に出席した場合